

平成22年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成22年3月8日 午前10:00

○散 会 午後 2:11

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 伊 藤 賢 志
会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長 山 口 義 光
水 道 局 長 澤 井 昭	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 宮 田 隆 悦	福 祉 保 健 部 長 小 林 健 一
総 務 課 長 児 玉 俊 幸	企 画 政 策 課 長 鈴 木 司
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 幸 村 公 明
税 務 課 長 川 上 護	収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎
市 民 課 長 鈴 木 利 美	生 活 環 境 課 長 近 藤 進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川 上 秀 佐 男	追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博
社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男	高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子
健 康 推 進 課 長 伊 藤 正 吉	産 業 課 長 伊 藤 清 孝
都 市 建 設 課 長 藤 原 貞 雄	下 水 道 課 長 三 浦 永 寿
総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹	幼 児 教 育 課 長 根 一

生涯学習課長 瀬下三男

スポーツ振興課長 菅原徳志

農業委員会事務局長 田仲茂隆

選挙管理委員会事務局長・  
監査委員事務局長 佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤正

議会事務局次長 門間善一郎

平成 2 2 年第 1 回潟上市議会定例会日程表（第 2 号）

平成 2 2 年 3 月 8 日（2 日目）午前 1 0 時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、1番中川光博議員、10番佐藤義久議員、19番佐々木嘉一議員、11番小林 悟議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は発言席において、再質問からは自分の席にてお願い致します。

1番中川光博議員の発言を許します。1番中川議員。

○1番（中川光博） おはようございます。

冒頭、本定例会を準備してくださいました当局の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、朝早くから傍聴してくださいました市民の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

さて、私は今日、4つの質問をさせていただきます。宜しくお願い致します。

早速1つめの質問に入ります。1つめの質問は、潟上市のバランスある発展の新しいビジョンについてお尋ねをしてみたいと思っております。

潟上市も合併してから6年めに入ろうとしております。市長の行政報告にあるとおり、この22年度はこれまで策定してきました計画を実行段階に移行する1年でもあります。潟上市総合発展計画が、それぞれの地域にバランスよく落とし込まれ、地域特性を生かした計画が実施され、潟上市全体が均衡のとれた発展をしていかなければなりません。平成22年度が前期計画の最終年となっており、後期計画の策定に向け、私は地域がバランスよく発展するための、全く新しい地域軸の枠組みを提案致します。

従来の潟上市の地域の枠組みは、飯田川地区、昭和地区、天王地区という旧行政組織の3地区の枠組みがそのまま踏襲されております。また、住民自治会組織においても3地区の自治会長連絡会議が組織されております。しかしながら、この潟上市全体のそれぞれの地域特性と人口動態を重ね合わせ分析したとき、全く新しい3つの軸が見えてき

ます。そして、そこに地域特性を生かしたバランスのとれた潟上市全体の発展の可能性も見えてきます。

人口動態を紐解くと、あまりにも偶然とは言いながら、この資料は平成21年10月1日現在の資料になりますが、10月1日現在、飯田川・昭和地区が人口1万2,817人、天王地区の人口が1万1,775人、また、出戸・追分地区の人口が1万593人となっております。ほぼ同規模となります。この同規模の大きさを軸としてとらえることに致します。更に人口動態を細分化してみると、高齢化率は飯田川・昭和軸は29.6%、特に豊川地区では33.7%となっております。天王軸は24.9%、また、出戸・追分軸は18.6%と特徴がそれぞれ際立っています。また、6歳未満の子供人口は、飯田川・昭和軸3.4%、天王軸4.6%、出戸・追分軸4.8%、特に追分地区では5.4%となっております。このように人口動態から見た地域特性もその特徴が顕著です。

さらに、この3つの軸は社会環境および地理、歴史から見た地域特性も顕著ということが出来ます。飯田川・昭和軸は観光資源が特徴的です。聖農石川理紀之助遺跡、国指定文化財の小玉邸、また、市長が行政報告で触れられている豊川油田を中心としたジオパーク構想、あるいはまたブルーホールなどが顕著です。天王軸は、観光農業が標榜できる農業エリアです。また、そのほか産直センターを基軸に、学校給食も含めた地産地消の推進など、大きく可能性が広がります。出戸・追分軸は、周辺に秋田県総合教育センター、秋田県立大学、秋田県立博物館、また、金足農業高等学校、秋田西高等学校、さらには秋田みどり学園など教育施設が集中します。教育メッカの、さらに中心地ということができるのではないのでしょうか。

このように見てくると、飯田川・昭和軸は、潟上市の中で高齢化社会を先取りしている地域と見ることも出来ます。デイサービスの充実、ショートステイ機能の強化、訪問介護、地域福祉などのモデル地域として大胆に施策を展開し、その成果を潟上市全体に波及させるリーダー役とも言えます。観光分野でも同じことが言えるのではないのでしょうか。天王軸は観光農業、地産地消分野でのリーダー役として、出戸・追分軸は子育て、あるいは教育分野でのリーダー役として、その成果を潟上市全体に波及させる役目を担うのです。そういう視点を用いたとき、3つの軸はそれぞれの牽引役として大きな特性を持っていると言えます。

人に人格があるように、あるいは会社には法人格があるように、地域にも人格が存在すると想定したとき、地域が生き生きと育つ条件の1つは、地域の特性や能力が生かさ

れることではないでしょうか。従来の旧行政組織を踏襲した飯田川・昭和・天王の3地区という考え方から、人口規模が1万人から1万2,000人をベースにした全く新しい地生軸、飯田川・昭和軸、天王軸、追分・出戸軸の3つの軸を核に考えたとき、今までにない地域を軸にした全く新しいビジョンを提示できるのではないのでしょうか。潟上市総合発展計画をどのようにしてそれぞれの地域の発展に特徴づけるのか、あるいはリンクさせるのか、このことによって可能性が大きく広がるのではないのでしょうか。市民にとっても明確に地域軸をベースにしたビジョンが提示されることにより、自分の地域に誇りと可能性を抱き、すすんで地域づくりに取り組むのではないのでしょうか。地域特性が生かされ、潟上市全体に波及し、全体に貢献できたときの感動は、さらに新しい活動へと広がるはずです。地域軸の住民組織としての住民自治会も、この新しい形の中で、住民、行政、議会の三位一体の一役をしっかりと担うことが期待されます。住民主権の糸口が、ここにはっきりと見ることができます。

ここに提示したのは、かなり荒いデザインです。3つの地域軸の具体的な施策を今は明確に提示はしていません。後期計画の作成に当たり、従来の思考の枠組みにとらわれることなく、全く新しい人口が同規模の3つの地域軸を創設し、その地域特性を生かした潟上市全体のバランスのとれたビジョンを策定すべきではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

それでは、2つめの質問に入ります。2つめの質問は、豊川小学校危険校舎の危機管理についてお尋ねを致します。

教育委員会は、4年にわたる豊川小学校の統廃合問題に終止符を打ち、21年8月3日の議会全員協議会で豊川小学校の大久保小学校への22年4月からの統合を決定しました。しかしその後、地域住民、地域議員から22年4月の統合は稚拙な決定であるとの声上がり、21年11月30日、第4回定例会の初日、市長の行政報告の中で、突如統合時期を1年延期し、23年4月に変更することを決定したのでした。

このプロセスで子供たちを危険校舎に、またも1年放置することの責任についての議論はあったのでしょうか。既に豊川小学校が築後50年以上を経過し、木造施設の老朽状況調査の耐震度調査においても危険建物と認定されていることは、既に私が一般質問でも明らかにしたとおりです。

殊、子供の教育問題においては、子供が安全・安心な環境ですぐれた教育を受けることが何よりも優先されるべきです。そのためにあらゆる手立てを尽くすことが、教育行

政はもちろんのこと、保護者、地域社会に求められているのではないのでしょうか。間違っても大人の論理や面子が優先されるべきではありません。最優先されるべきは、児童生徒の生命の安全です。次に優先されるべきは、すぐれた教育環境の中ですぐれた教育が保証される安心です。これが児童生徒にとっての安全の本質、安心の本質です。この2つの安全・安心がしっかり確保されることが、子供の教育における最優先事項ということになります。

またもや大きな地震が起きています。チリ地震に限らず同時期、沖縄でも震度5弱の地震が発生しています。日中、大きな地震の発生を想定すると、人的被害は甚大です。教育委員会は、豊川小学校の危機管理について、どう対策を打つのでしょうか。この1点についてのみ見解を伺います。

それでは3つめの質問に入ります。第2次行政改革大綱についてお尋ねを致します。

1つめ。先の2月26日の全員協議会において、第2次行政改革大綱が示されました。しかし、この中で第1次行政改革大綱についての結果報告が全くありませんでした。なぜでしょうか。第1次行政改革大綱も行政改革という事務事業にほかなりません。大綱で行政評価を掲げているのですから、大綱についても行政評価を行い、その結果について議会、市民に報告すべきではないのでしょうか。やりっぱなしは行政改革の本質にも反します。本来、第1次行政改革大綱の行政評価を受け、その課題への取り組みとして新たに第2次行政改革大綱が策定されるのではないのでしょうか。見解を伺います。

2つめ。行政改革大綱の策定が自主的に策定されたものでなくて、国の指針に基づいて否応なく策定されたものであれば、なかなか魂が入らないものです。潟上版として必要なものだけに特化して集中して取り組むことはできないのでしょうか。重点分野の重点事項だけに特化するという決断です。地方主権が標榜されています。金太郎飴では地方主権の考え方にもそぐいません。国と交渉できないのでしょうか。

3つめ。そこで、県職員、あるいは国の職員と対等に競える人材の育成が不可欠です。第2次行政改革大綱の地方分権に対応できる行政システムの構築の中でも職員の政策形成能力の向上を大きく掲げています。私は人材こそ潟上市にとっての大きな大きな財産だと思っております。中途半端な人材の育成ではなく、徹底した取り組みを期待致します。中央のシンクタンクに職員を派遣研修させるなど、大胆な人材育成戦略が必要です。また、官・民を問わずヘッドハンティングなど専門知識を持った職員の採用なども不可欠です。今後の人材育成戦略および人事戦略について見解を伺います。



4つめ。21年度すべての事務事業の行政評価について、継続・縮小・廃止・統合の別にお示しください。また、外部評価と結果の公表をどのように進めるのでしょうか、お尋ねを致します。

5つめ。人件費・物件費・補助費等について第1次行政改革大綱の計画と実績について、5年間のトータルについてお示しください。

6つめ。人件費と物件費の中の賃金について、18年度と21年度の計画と実績および18年度と21年度について人件費対象の職員数と賃金対象の職員数をお示しください。人件費や賃金については、正職員にかかわる人件費と臨時職員にかかわる物件費として計上される賃金と、あわせて把握しておくことが大事です。定員適正化計画と経費削減効果をあわせて評価する場合の指標となります。宜しくお願ひします。

それでは、4つめの市役所庁舎の建設についてお尋ねを致します。

市役所庁舎の建設計画もいよいよ建設候補地の案が提示され、本格的な検討の段階に入ってきました。議会は立法機関ですので、建設計画についての最終判断は議会が行うこととなります。責任は重大と言わなければなりません。あらゆる資料を検証し、市民の声に真摯に耳を傾け、庁舎建設の狙いととも、あらゆる角度から冷静に判断されなければなりません。

建設計画については、21年5月21日の議会全員協議会で計画の全容が説明されました。質疑の中で、財政計画のシミュレーション、あるいは市役所庁舎として昭和庁舎を活用した場合の財政比較、そしてまた既存庁舎の利活用についての質問がなされました。そして、随分間を置いて後、先頃2月26日の議会全員協議会で建設候補地が議会に示されたのです。しかし、いまだに21年5月21日の質問についての回答はありません。このままだと説明責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

そこで私は、虚心坦懐に質問を致します。1つ。庁舎建設の狙いを、より明確に判断する材料として、都市計画との関連を質問しなければなりません。今後、庁舎を核として、どのような都市作りが行われるのでしょうか、お尋ねを致します。

2つめ。財政計画のシミュレーションをお示しください。また、今後予定されている全体のほかの事業との優先順位も判断しなければなりません。全体の財政シミュレーションもあわせてお示しください。

3つめ。既存庁舎の活用についても判断する材料になります。検討中ということですが、いつまでに活用計画を出すのでしょうか、お尋ねを致します。

4つめ。昭和庁舎を活用した場合の比較検討も必要です。予算比較はどのようになるのでしょうか、お尋ねを致します。

5つめ。今後の進め方はどうしていくのでしょうか、お尋ねを致します。

以上、4つの質問をさせて頂きました。宜しくお願いを致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 改めておはようございます。たくさんの傍聴者の皆さん、大変御苦労さまでした。

それでは、1番中川光博議員の一般質問の答弁については、1つめの潟上市のバランスある発展の新しいビジョンについて、3つめの第2次行政改革大綱について、4つめの市役所庁舎の建設については私から、2つめの豊川小学校危険校舎の危機管理については教育長が答弁致します。

それでは、1つめの潟上市のバランスある発展の新しいビジョンについてお答え致します。

潟上市総合発展計画前期基本計画から4年が経過致しました。この間にも地方分権改革の進展や経済環境、国・地方財政の悪化など、取り巻く環境が変化をしてきております。

後期基本計画では、こうした市を取り巻く環境の変化を踏まえて基本構想に掲げる将来像を実現するため、まちづくりの基本目標に沿って今後のまちづくりの方向や具体的施策などを示し、計画を策定していきたいと考えております。

計画の策定に当たっては、市民で組織する総合発展計画検討委員会、昭和・飯田川地区の地域審議会、3地区の自治会等からも広く策定にかかわって頂くこととしております。深刻な経済不況の中での雇用情勢の悪化や少子・高齢化への対応、地域再生や教育振興、行財政改革への取り組み等々が潟上市における行政課題となっております。これらの山積する課題解決は、いずれも潟上市の将来のまちづくりに大きくつながるものであると強く認識し、その取り組みに渾身の努力を傾けてまいります。

中川議員の新しい3つの軸が地域特性を生かした特色ある施策を展開し、その成果を潟上市全体に波及させるという提案につきましては、検討に値するものと考えております。今後、検討委員会等での検討事項の一つとさせて頂きたいと存じます。

次に、3つめの第2次行政改革大綱についてお答え致します。

第2次行政改革大綱集中改革プランは、行政改革推進委員会の皆様のご意見を頂きな

がら策定したものであります。委員からは、経済・雇用情勢の悪化に伴い市税収入の大幅な増収は見込めない状況にあることや、地方交付税も国税収入の減少から増額は望めない状況にあるなどの社会背景の認識が必要であること、職員研修に関しては、職員が自ら考え行動できることを目的とした研修が必要であるなどの意見がありました。

第1次の行政改革大綱集中改革プランは、実施項目に対する取り組み内容を調査、検討、実施、継続実施、見直し等としております。この間では81件中78件について着手したこととなり、達成率は96.3%となっております。第2次では、第1次において策定した各種の計画に沿って実施項目を具体的な取り組み内容として加えております。

また、行政評価の対象とするべきということではありますが、現在の行政評価の手法として、総合発展計画に基づいた施策ごとの事務事業評価としていることから、行政改革大綱そのものを評価の対象とはしておりませんが、事務事業のとらえ方については、今後とも検討しながら、より効果的な行政評価を目指してまいります。

次に、2の潟上版の行政改革大綱についてお答えします。

第1次行政改革大綱集中改革プランは、確かに平成17年3月29日、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の趣旨に沿い、平成21年度を終期として策定されたものであります。

本市の第2次行政改革大綱集中改革プランは、行政改革の目指す姿を、1、市民に開かれた市政の推進、2、簡素で効率的な行政運営の確立、3、地方分権に対応できる行政システムの構築、4、健全な自治体経営の推進の4つを柱とし、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくこととしていることから、集中改革プランには引き続き取り組むこととしている項目もありますが、加えて、新たに補助金等審査委員会から頂いた提言に基づき、83項目の補助金について見直しを行っていくことや水道・下水道等の使用料、利用料の見直しなどを実施すること、ホームページ、広報への広告掲載の実施などを取り組み項目として掲げております。

なお、全員協議会でご説明しましたとおり、集中改革プランは毎年度見直しを行うローリング方式としておりますので、今後、特化項目についても検討したいと存じます。

次に、第3の人材育成戦略および人事戦略についてお答えします。

職員の人材育成や専門知識の習得については、職員研修計画に基づき職員の意識向上を図るための研修として、接遇研修、職階別・経験年数別の研修、クレーム対応研修などを実施しております。また、専門知識を得る研修では、危機管理専門研修、法行政研

修、経営戦略研修、企業に学ぶ業務改善研修、市町村アカデミーでの専門研修などを実施しております。それに今年度からは庁内職員による秋田県立大学との連携協力事業プロジェクトチームを発足し、職員自らが問題意識を持った勉強会を自発的に開催するなど、今後も職員研修計画に基づき研修を継続的に実施してまいります。

次に、専門知識を持った職員採用については、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、4の平成21年度行政評価制度事務事業評価についてお答え致します。

事務事業評価は、総合発展計画に基づいた施策ごとの事務事業、計167件の評価を実施しております。評価経過としましては、第1次評価として各担当職員が自己評価を行い、その後、庁内ヒアリングを行っております。その中で特に課題の検討を要する事項として31事務事業について、部長職等で組織される行政改革推進本部会議において評価を実施しております。その後、行政改革推進委員会に当該31件の事務事業についてお示しするとともに、施策の協議項目としてさらに8項目に絞ってご審議願ひ、ご意見、ご提言を頂きました。これを最終的な評価結果に反映することをもって外部評価としております。

この外部評価の結果につきましては、市の広報およびホームページでの公表を予定しております。

また、庁内ヒアリングでは167件の事務事業について、現状維持継続が112件、拡大継続が4件、縮小継続が6件、事務改善が37件、終期設定継続が8件、廃止が0件という評価意見を打ち出しながら、行政課題の洗い出しや今後の取り組み方針等を協議致しました。

行政評価制度を導入して2年めとなりますが、なお、評価制度のあり方について、事務仕分け的手法も含めて今後も検討してまいりたいと考えています。

次に、5の人件費・物件費・補助費等の第1次行政改革大綱における計画と実績についてお答え致します。

人件費については、5年間の削減目標額が3億3,400万円に対して4億4,200万円ほどの削減が図られております。最大の要因は、正職員が平成17年4月現在で320人だったものが平成21年4月1日現在では293人に減っていることによるものであります。

物件費については、5年間の削減目標額が3億7,900万円でありました。物件費については、平成21年度から長期継続契約を実施したことにより1,500万円の節減となつて

おります。また、し尿処理では平成18年度に飯田川衛生センターを休止し、昭和衛生センター処理を一本化したことにより、1年で1,300万円の節減となっております。このほかを合わせまして9,300万円程度の削減となっております。

補助費等については、同じく1億2,000万円でありましたが、平成19年度に農業関係の補助金の一部を廃止、または縮小することによりとどまっております、4,200万円ほどの削減となっております。

次に、6の人件費と物件費の中の賃金についてお答え致します。

行政改革大綱の平成18年度と平成21年度の計画と実績、職員数については、人件費では平成18年度計画額は24億8,300万円、実績額は25億4,800万円、職員数は309人です。平成21年度計画額では23億2,600万円、実績見込み額は24億9,400万円、職員数は293人となっております。

次に、物件費の中の賃金については、平成21年度に増えている要因がありますが、これは中川議員もご承知のとおり、国の経済雇用対策の一環として増えているものであります。平成18年度の実績額は1億9,300万円、非常勤職員数は294人であります。平成21年度の実績見込み額は3億1,400万円、非常勤職員数は381人となっております。平成18年度と平成21年度を比較しますと87人多くなっています。これは緊急経済雇用対策として53人、学校の生徒への個別指導を行う生活支援員が17人、乳幼児の保育ニーズに対応するための保育士31人の増によるものであります。

次に、4つめの市役所庁舎の建設についてお答え致します。

1の庁舎建設と都市計画との関連でございますが、渦上市のバランスある発展の新しいビジョンについて提案されている新しい地域軸とは異なりますが、現在、策定検討中の渦上市都市計画マスタープランの素案では、市の全域を大きく5つの地域、南部・西部中央・西部・湖岸・東部に区分し、それぞれの地点において都市的な集積や今後の発展性が高いと考えられる箇所を地域の拠点として位置づけて、地域全体のバランスのよい発展を考慮しながら、分散する拠点がお互いに連携して1つのまちを形成する多角ネットワーク型都市を目指すべきと考えております。

このたびの新庁舎建設候補地3か所は、市の主要幹線南北軸と東西軸の接合点であり、また、市民の憩いの場である鞍掛沼公園の周辺となっており、素案の5地域の中では西部中央に含まれております。このようなことから渦上市都市計画マスタープランの素案策定に当たっては、新たな行政拠点として市民の皆様が庁舎を利用する際の利便性の向

上を図るため、周辺道路網の整備、幹線道路への歩道設置や交通安全施設の整備充実、それに鞍掛沼公園施設の魅力アップなど、潟上市の玄関口としての拠点作りという側面から今後さらに検討してまいります。

2の庁舎建設に伴う財政シミュレーションを示してくださいということではありますが、庁舎建設事業費については、新庁舎建設基本方針では約28億円、その財源としましては市債が約18億円、庁舎建設基金を約9億円として、これまでも推進を進めてまいりました。今議会に上程しております平成21年度補正予算では、市役所庁舎建設基金を積み立てることにより、残額は8億3,200万円程度となっており、目標に大きく近づくこととなります。このたび提示いたしました3つの建設候補地につきましては、最終的な選定状況により、ある程度の建設費の変動が予想されますので、今後の状況に沿った全体事業費や、これに基づく財政シミュレーションを提示してまいりたいと考えております。

3の新庁舎建設に伴う既存庁舎の活用方針ということではありますが、新庁舎建設基本構想におきましても新庁舎建設と一体的な検討が必要とされているところでございます。今後、新庁舎への機能集約の状況や各地域における窓口機能のあり方など、議会ならびに市民の皆様の声聞きながら総合的に検討してまいります。

4の昭和庁舎を活用した場合の予算比較とのことですが、ご承知のとおり新市合併協議や新市建設計画、市役所庁舎建設検討委員会の報告書などにおいて、本庁方式による新庁舎建設との方針が一貫しております。さらに、新庁舎建設による住民の利便性の向上や災害発生等緊急時の危機管理機能の強化、組織機構の充実など、単純な予算比較では計り知れない効果があると考えております。

5の今後の進め方につきましては、このたびお示し致しました建設候補地につきまして再度比較検討したものを市議会全員協議会等でご説明致しますとともに、市都市計画審議会や地域審議会などの関係機関、あるいは市民の声などを参酌しながら最終的な建設地の絞り込みをしてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 1番中川光博議員の一般質問の2つめの豊川小学校危険校舎の危機管理についてお答え致します。

中川議員ご承知のとおり豊川小学校の今後のあり方については、教育委員会において市の学校教育のあり方、小中学校の児童生徒数の現状や将来的な見通し、学校の適正規模および適正配置等、総合的に考慮し、潟上市小中学校適正配置の基本的考え方をまと

め、これに基づき豊川小学校については大久保小学校との統合が望ましいと判断し、地域や関係団体の皆様からご理解を頂くために、昨年8月4日、5日に説明会を開催しております。

統合の時期については、議員ご指摘のとおり豊川小学校の老朽化が著しく、教育環境の改善が急務となっていること、子供たちが安心して教育を受けられる環境作りが最優先されること等を考慮して平成22年4月としておりましたが、説明会の中で地域および保護者の皆様から、「性急である。児童の心のケアが必要」等々の意見がありました。これらの声を受けて豊川地区出身の3議員による協議、さらには昭和地区議員の7名による1年延長の申し入れがあり、これを受けて10月15日に教育委員会が臨時会を開催しました。そこで平成23年4月としております。

教育委員会では、11月9日にも地域や関係団体の皆様に対して説明会を開催し、豊川小学校の今後のあり方についてご理解を頂けるようお願いを致しましたが、地域の皆様からは、これまでの進め方やアンケートの結果、学校建設要望等についていろいろなご意見を賜りました。その中で豊川地区の活性化についてのご意見も多くありました。市では庁内に検討委員会を設置し、現在検討を重ねております。

今後は、地域の皆様の要望を取り入れながら豊川地区の活性化の方向性を探り、地域の皆様からご理解を頂き、豊川の子供たちが安心・安全な教育環境で一刻も早く学校生活を送れるよう説明に努めてまいりたいと存じます。こういうことで今後ともご理解とご協力を宜しくお願い致したいと思っております。

なお、危機管理については、豊川小学校では火災や地震、不審者侵入時等から児童を守り、災害の未然防止およびその軽減を図ることを目的として、防災計画を策定しております。教職員による定期的な施設整備の点検を行い、そして危機事態発生時のマニュアルにより、児童および教職員による避難訓練などを実施し、災害に備えております。

以上です。

○議長（千田正英） 1番、再質問ありますか。1番。

○1番（中川光博） 4つの質問に対して丁寧なご答弁を頂いたと思っております。ありがとうございます。

1つめ、実はですね、この1つめと4つめの新庁舎の建設については、皆さんもお感じ頂いたかと思うのですけれども、まさにつながっているということで質問をさせていただきました。この総合発展計画がそれぞれの地域にしっかりと落とし込まれていくのかどう

か、このことが一つ重要なことだろうと思っております。多分前期計画につきましては、どの地域に何がしっかりと落とし込まれていくかというそのビジョンが見えにくかったと思いますけれども、是非そのことを一つ指摘させて頂きたいと思っております。この総合発展計画が具体的にそれぞれの地域に落とし込まれる手法というのは、その都市計画がどういうふうに策定されるかということと表裏一体だと思っております。今日の市長の答弁で、そのマスタープランの中に5つの地域拠点を想定した多角的ネットワーク化を標榜する都市作りを目指していきたいというお話がございました。私もこのマスタープランの5つの地域拠点というのは、今日初めてしっかりと市長の方から説明と申しますかご報告を受けました。私は、もしこういう都市計画の素案があるのであれば、もっと早く地域の皆さん、市民の皆さんに情報提供してほしいと思っておりました。その多角的ネットワークの都市作り、ただ私は今、1万人から1万2,000人の人口を中心にした3つの軸というのを提示、提案させて頂きましたけれども、今のお話を伺いますと、恐らくそんなに違いはないだろうと思ったところでもあります。是非この総合発展計画がそれぞれの地域に具体的にどのように落とし込まれていくのかというビジョンを、早めにしっかりと出して頂くことが最優先課題ではないのかなと思っております。もちろん最終決定の完全なものを出そうとすれば、これはもう時間がかかるわけですが、そうではなくて、途中経過についてもそれなりにしっかりと説明責任を果たしていくということが重要なのではないのでしょうか。この点について、もう一度説明を頂ければと思っております。

あともう一つ、この1つめの質問と4つめの質問に関して、今後の進め方をどうしていくのか、この点も本当に重要な問題だと思っております。この庁舎建設、あるいは都市計画については、市民の声をどういうふうに反映させるかということも大きな要素だと思っております。

また、同時にすべての市民の意見を取り入れていくというのは当然不可能なことで、ここにはやはりしっかりした行政、あるいは議会としての決断が求められる、このこともまた表裏一体のことだと思っておりますので、今後しっかりとその市民の意見をどういうふうに反映させていくのか、是非お話を頂きたいなど。多分市民の皆さんは、まだ建設候補地、あるいはその28億円の建物、この2つしかまだ情報はないわけですので、その都市計画とあわせた情報を早く流していくことが大切なのではないのでしょうか。このことを2つめにお尋ねを致したいと思っております。

あとこの1つめと4つめにつきましてもう一つ、これは私の個人的な意見になります



けれども、この庁舎の建設ということは市民の皆さんの大きな関心事であるのは間違いありません。しかし、この最終決定は当然議会が責任を持って決定しなければなりませんので、私たち議会、あるいは行政の皆さんも含めて、かなり冷静にいろんな検証をしながら最終判断に向かって行かなければなりません。くれぐれもこのあたりは感情論に走ってはならない、こういうことではないかと私自身は思っております。あらゆる材料をしっかりと検証して、あるべきそのビジョンにのっとなって判断をすべきだろうと思っております。

ちょっと戻りまして、行政改革についてお尋ねをさせていただきます。

これも、大変丁寧な説明を頂いたと思っております。ありがとうございました。この第1次行政評価については167件を対象に、自己評価、庁内評価、部長評価、そして外部評価、しっかりやっているのだよというお話を頂きました。でも、私がお話したいのはこういう大事なことを一般質問なりがあつてから説明して頂くのではなくて、やはりこの説明責任を行政がどのように果たしていくかということも、これはもう行政改革と表裏一体ではないでしょうか。私はこの説明責任という言葉が簡単に使ってしまいますけれども、もう一度この説明責任というのを確認しておきたいと思えます。この説明責任の意味というのは、住民が行政を委託したことに対して、行政の側が受託者としてしっかり行政活動について住民に対して報告する説明があると、こういうことがよく言われる説明責任、「アカウントビリティ」という言葉で言われますけれども、こういうことではないでしょうか。やはり行政を受託している、担っている皆さんの方から、しっかりとその説明責任を果たして頂きたいなと思うわけです。実際のところ、しっかりやっぺらっしゃるというご報告も受けました。あるいは2次行政改革については、ローリングをしながらやっていくということですので、是非この説明責任をしっかりと果たしていくべきではないでしょうか。お聞きしてから説明するのではなくて、本来の説明責任を果たしていくということが大切なのではないのでしょうか。このことについてもお尋ね致します。

あと、豊川小学校の危機管理について説明を頂きました。豊川地区の活性化については、私は今日は問いません。この危機管理の1点についてだけ問いかけをしたいと思えます。

教育長の方から説明ありましたとおり、豊川小学校の中で防災計画があるというお話でした。災害にしっかり備えていると、そういうマニュアルもあるのだというお話でし

た。わかりました。

私がお話したい危機管理とはそういうことではなくて、統合は来年4月でも私は全く構わないと思います。先ほどもお話をさせて頂きました児童生徒の生命の安全、あるいはすぐれた教育が保証されるための安心、この安全・安心について、どのようにしっかり担保していくのか、このことをお尋ねしたいわけです。今、現状としては、マニュアルがあって、学校自体も防災対策に備えているというお話でしたけれども、私はそういうことではなくて、50年以上の危険校舎であるならば、統合は来年の4月だとしても、いち早く大久保小学校に子供たちを避難させるような措置もしっかり講じて頂くということが、最優先されるべき生命の安全につながっていくのではないのでしょうか。私はそういうことも含めてしっかりと検討をして頂くということが最優先されるべき児童の生命の安全、このことに対する行政の答えではないのかなと思っております。そのことについて再度お尋ねを致します。

宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 1番中川議員の一般質問のことについて、私からは3点についてご答弁を致します。

まず、1つめと4つめは連動するという再質問の前提でお答えしますが、ご承知のように都市計画の素案、いわゆる多角ネットワーク型の都市ということは5つに枠づけしていますが、これはあくまでも23年の都市計画マスタープランの策定中のものでありますので、その点をまずご理解願いたいということで、今マスタープランは策定中ではありますが、この後、絞り込んだものを都市計画審議会、あるいは地域の方々にご説明申し上げて宣揚を図る、これはもちろん議会の方に説明するのはそういうことであるべく早めにとということですが、この素案の策定については、なるべく早めに策定したいということでもあります。

あくまでもこの市役所庁舎については、もう最大の関心事だということで、これは私もわかります。したがって、最終判断は議会であるということももちろんわかっております。最終判断は感情論ではないと、これももちろん承知しております。したがって、私はこの議会の、仮に新庁舎の場所については、これは特別多数議決、普通は半数以上の賛成があればできるわけですが、この市役所の事務所の位置については特別多数議決といって3分の2以上の賛成がなければ、これは設置できないという条例の設置、これ

も理解しておりますので、そういうことを踏まえながら、この後も冷静に皆さんに、あるいは市民にこの市役所建設については説明責任を果たしていきたいと思っております。

それから、行革については一刻も早く、質問されたら答えるのではなくて、その内容等について知らせるべきだということをもっともでありまして、今この行革については、広報のホームページではすぐ流しております。今後とも1番さんご指摘のように説明責任を果たしてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 中川議員の2つめの危機管理のことについてお答え申し上げます。

子供たちの生命の安全・安心というのは、これは絶対的に守らなければいけないというのは基本的なことをごさいますて、校舎の老朽化の関係については、統廃合という方向をできるだけ地域の方々と話し合いをしまして、そしてこの安全・安心な教育環境を一刻も早く進めてまいりたいと思っております。実際には先ほどのマニュアルの関係をお話しましたが、危機管理というのはいろんな危機がございまして、予想がつかない、あるいはまた重大な事件、そして事故発生の場合の行動のパターンとかいろいろあります。そういう意味では、今の老朽化ということも、間もなく冬が終わりますが、豪雪とかということになると大変でございます。子供たちの安全・安心を守りながら、地域の方々とよく話し合いをして、できるだけ早い方向で統廃合を進めていきたいと思っておりますので、その節はご理解のほど宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（千田正英） 1番、再々質問ありますか。

○1番（中川光博） 1つめと4つめ、市長の方から大変丁寧な決意を述べて頂いたと思っております。

また、新たに特別多数議決というその視点もあるやに伺いました。これも市長としての並々ならぬ決意の表明かなと今答弁を聞いておりました。是非この市庁舎、あるいは都市計画、あるいは総合発展計画を、どのように都市計画に落とし込んでいくか、このあたりの説明については、市民に流すことのできる情報はしっかりといち早く流して頂きたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。

豊川小学校の教育関係ですが、教育長の方からも大久保小学校に、この1年の途中で連れて行くのは無理だというお話だったと私は今解釈致しました。今現在ある豊川小学

校の防災マニュアル、この点について再度見直しして、現状のままでいいのか、あるいは見直すところがないのか、このことについてしっかりともう一度取り組んで頂きたいと思っております。ご答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再々質問の市民に対する説明責任、これはわかりました。ですが、何でもかんでもということではなくて、やはり議会を最優先にするべきだと。議会を頭越しで市民にやる説明はできないということもご理解願いたいと思っております。

○議長（千田正英） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 危機管理のマニュアルのことですが、大切なポイントがございます。それは、子供の安全・安心の確保、それから生命維持最優先、そしてまた冷静で的確な判断、適切な対処、迅速で正確な連絡・通報、こういうようなものを大切にマニュアルというものをきちんとしていかなければならないということですが、現在その関係のマニュアルはできていますが、さらにまた校舎の老朽とかいろいろございます。この点についても入っていますが、このマニュアルを再点検しながら今後進めてまいりたいと思っております。宜しくお願致します。

○議長（千田正英） これをもって1番中川光博議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。再開は11時10分からです。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） このたび一般質問の機会を頂きました議会に対し、まずもって御礼と感謝を申し上げます。さらに、傍聴の皆様には、大変御苦労さまです。このたびの改選では、こうして一般質問に立つことができる議席を与えて頂きました市民の皆様には感謝致しつつ、選挙公報に掲げました事項について、市民のご賛同を得たものでありますので、市民の声を直に当局にお届けし、市長のお考えをただし、市政に反映することを目途に今期の議会活動、議員活動に徹してまいりたいと考えておりますので、明確なるご答弁を求めるものであります。

また、先ほど質問に立ちました中川議員と重複する点もありますが、通告に従い、発

言してまいりますので、ご容赦願います。

選挙公報に掲げましたことは、ご案内のように、これまで私は次代を担う青少年の育成、高齢者社会のニーズにお応えした取り組み、さらには生活環境の諸問題を解決する努力をしてきました。今期は豊川小学校の課題の解決、市役所庁舎建設の先送り、現有施設の利活用と財政堅持、学校給食の地産地消による食材の確保、関連企業の創設、石川理紀之助翁、豊川油田関係の観光を確立して観光客の受け入れ、雇用の場の創設を提言すると明言してまいりました。

ここでただしたい1点めは、「課の統合で市の青少年育成の取り組み、取り扱いについて、組織機構を見直して効率のよい行政運営をしていくと報告しておられます課の統合について」であります。

スポーツ振興課を生涯学習課に統合することは、いかに生涯にわたっての学べる機会の一元的提供をするためと掲げても、分野が全く別物です。専従の班、スタッフを確立しなければ市民の負担が大きくなるばかりで、いかななものか疑問でありますのでお伺い致します。

具体的に申し上げますと、グランドゴルフ協会の場合は役員・スタッフは、ご案内のとおり時間はとれます。大会運営、管理には大会企画と大会予算措置が提示されれば、当局は若干の事務処理で可能であるとも考えます。これとてもそれぞれのグランドゴルフ施設が一括管理の状況下にあって初めて可能になるものと推察しております。3施設が2企業の民間委託管理下にありますから、この辺の調整に現状では不安が残ります。丸投げされては困惑し、利用に不満が募ることになります。このようなところを改善していく考えで進めるとは思いますが、どのようにされますか。一元管理にしますか、お答えください。

また、これも私が率いる青少年育成潟上市民会議は、発足当時、昭和50年代に青少年問題協議会の事業実施団体として誕生したものと理解しております。旧3町それぞれ独自の活動を継承してきたものであります。近年、時代の変遷と国は独立行政法人の事業仕分けの考えから、国民会議は総会解散もできない状況と伺っております。去る2月17日、県教育長と非公式に面談する機会がありまして、教育次長、参事、生涯学習課長、副主幹で班長の同席のもとで、県民会議に対する考えや位置づけについてお伺いしてきました。「必要な活動組織として秋田県でも事業仕分け、検証を行っており、十分検討する」と即答は頂けませんでした。私は県が教育委員会に位置づけを明確にして、各市

町村に要請することで組織の拡充・活動が可能になると進言してまいりました。

鴻上市は役員・委員に市長もしくは教育長から委嘱した者に変えないと存続は難しいと考えるのが持論であります。子供の育成、行政の縦割りで子供を守る、育てる組織・団体が数多く、目的は一緒ですが微妙に役割が異なり、健全育成の成果は推しはかることはできません。そんなところですから、県民会議では存続か解散かのアンケートを取る始末。結果は25市町村のぎりぎり半数以上が存続となり、理事会でも存続を議決したと伺っています。解散希望団体は、1億円基金の分配を希望して、今後は独自の自らの市町村で活動するとのことであるようで、解散団体には改めて訪問して存続説明をされるとのことです。

私は、鴻上市民会議として正式に町内会長連合会三役の方々に今後の活動の是非をお伺い致しましたところ、必要な活動組織とご判断頂いており、十分な活動を展開するには事務的な面で市当局のこれまで以上の内部拡充をしてお力添えが必要なものと考えております。

一方、事業の整理統合も必要であります。

以上の観点から、この課の統合には疑問を感じています。さらに、県はスポーツ王国の再現、スポーツ立県を目指して取り組んでおるところであり、逆行することにはなりません。どのような考えで外郭団体の育成、サポートをしていくことになるか、職員の配置なども含めてお伺い致すものであります。

次に2点め、「豊川小学校の課題解決について」であります。

昨年10月、地元との協議に市長がお詫びに訪れてから今日まで、会議が持たれておらないと思います。統合を1年先送りしたところまではベストでしたが、ここまできると、あと丸1年になりました。何故に納得のいく形にしないのか理解しがたいものがあります。地元との話し合いを重ねて、あるべき姿を模索すべきではありませんか。私はこの正月、自前の広報レポートに次のように記しました。豊川小、課題解決の糸口の一つは、地元からのコミュニティ施設建設案も考えさせられます。そこには石川理紀之助翁、豊川油田の研究室、学童の保育ホール、豊川歴史館など備えたものを提言、観光活用も可能ではないかと一石を投じて発信したところ、ご賛同を得た方もおります。が、一方では、「母親の面倒を見るため子供たちを連れて豊川の実家に帰れたのは学校があったから、是非とも存続を」とか、「豊川の歴史の火を消さないで」、「豊川小学校の校歌のすばらしさ」を強調される方、また、小4の子供は「友達が少ないけど学校は楽しい、

なくさないで」との話があったことも事実であります。さらに聞くところによれば、「マンモス校に入れるよりはいい」と秋田市からでしょうか、新1年生の入学希望もあるとか。また、天王地区のサラリーマンの50代の方からは、「今の状態・状況で廃校となれば、豊川地区の崩壊につながる、何とかして存続・改築の方向はないのか」と心配する意見もありました。活性化策を打ち出すことが先決ではありませんか。いずれにしても地元には不安と不満を残すことなく、子供たちのためにも早期解決を懇願するものであります。

市長は、総合的に考慮して政治判断したと理解はしていますが、地元に対する説明のプロセスも大切にしていきたい。そこで、豊川小は存続、改築、統合のいずれか、どのようにされるお考えか、また、方向づけと地元協議の今後のスケジュール的なものをお聞かせ願いたいのであります。

次に、3点め、「市庁舎の建設計画は急ぐことはありません」についてであります。

前段申し上げましたが、特に市庁舎建設の先送りを提言していくと自分の広報に掲載して遊説も致しました。大変な賛同を頂いて意を強くしているところであります。

今の経済情勢下では、二田駅前から市の業務がなくなることも、飯田川地区も昭和地区も追分出張所も、今のところはなくなれば閉塞するだけで何のプラスにもならないと考えるのは私だけではありません。庁舎建設基金の十分な確保とまちづくり計画の基礎・基盤作りが先決であります。潟上の将来像が見えておりません。潟上の将来の姿を青写真にあらわして見せてください。まずは既存の施設利用を考えてはいかがでしょうか。新庁舎建設は、時期尚早であります。私案を申し上げますと、天王庁舎は総合窓口センター業務を設置して2億円程度の改築は必要でしょう。また、昭和庁舎へおいでになる方も少なくないようですが、追分地区の市民は満足なサービスを受けているものと考えます。各地区の窓口は利便的に活用されていると思います。窓口センターは存続して、昭和の庁舎を改修、または増築すべきが市民の大方の意見と受けとめております。

財政面は大丈夫ですか。都市計画関連の街路網計画など、きちんと計画を立て、市民には新庁舎の後の既存庁舎の利活用をも公表すべきであります。さらに私案を申し上げますと、昭和庁舎の吹抜け部分に床張りすると、中央部分だけで6メートルかける30メートルでありますから、天王庁舎の1階部分の事務室240㎡に匹敵し、冷暖房の効果・効率も上がります。また、最も安い工事費で改修できると考えます。増築の必要はありません。地域の閉塞解消には、部局分散もやむを得ないと思います。例えば教育委員

会は飯田川庁舎、上下水道は天王庁舎と考えれば、職員1人当たりの占有面積が大きくなります。この後、10年、15年は大丈夫でしょう。いかがでしょうか。

また、新庁舎との工事費、経費比較など、議会や市民に公表してご相談ください。さらに、市民は現段階で庁舎建設を計画するのは早計、その是非を住民投票で行うべきとの意見を持っている方も少なくありません。市長、どうしますか。市長のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問と致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 10番佐藤義久議員の一般質問の答弁については、1つめの「課の統合で市の青少年育成の取り組み、取り扱いについて」2つめの「豊川小の課題解決について」は教育長から、3つめの「市庁舎の建設計画は急ぐことはありません」については私から答弁致します。

それでは、3つめの「市庁舎の建設計画は急ぐことはありません」について、お答え致します。

新庁舎の建設につきましては、昨年3月に市民や議会代表等からなる市役所庁舎建設検討委員会より、目標完成年度を平成24年度として建設するべきとの報告を頂き、その内容および潟上市新庁舎建設基本構想につきましては、5月の市議会全員協議会ならびに市広報やホームページ等において広く周知を図ってまいりました。

同検討委員会の報告にもありましたとおり、このように新庁舎を建設するべきとの結論に至るまでは、新市合併協議での確認事項という大前提がありながらも、3庁舎の現状や住民の利便性、財政状況などを再度総合的に勘案した結果と受けとめております。

また、建設候補地につきましても今年度をかけて慎重な選定作業を行い、今般ようやく市民の皆様へ3つの建設候補地をお示しさせて頂いたところでございます。

新庁舎建設により各庁舎がなくなることにより各地域の閉塞感が危惧されるということではありますが、新庁舎の建設とあわせまして、現庁舎の活用方針や市全域あるいは各地域における行政サービスのあり方につきましては、当然のことながら一体的に検討されるべき事項と認識しております。地域審議会等市民の声を聞き、検討してまいりたいと考えています。

次に、昭和庁舎の吹き抜け部分に床張りをし、活用しながら部局分散も止むを得ないのではということではありますが、単純な床張りは可能としても、鉄骨フレームの挿入や柱の



設置、基礎部分の補強、空調・照明の再配置、これらに伴う部分解体など総合的に考えれば、やはり現実的とは言えません。そして何よりも新市の一体感や複数庁舎の往来を余儀なくされる住民の不便性の解消というものを考慮し、合併協議や新市建設計画にありますとおり、あくまで本庁方式を目指していきたいと考えております。

次に、財政面についてのお伺いですが、用地費を除く事業規模約28億円に対し、合併特例債を約18億円、庁舎建設基金約8億3,000円、残余を一般財源として推計しております。

なお、合併特例債につきましては、その元利償還金の70%が普通交付税に算入されることとなっておりますが、この特例を受けられる期間が本市の場合、平成26年度までとなっております。仮にこの時期を逸した場合の庁舎整備は、すべて一般財源、つまりは市民の税金で賄うほかなく、長期的には市民の負担を増大させることとなりますが、現時点の財政状況を考えると、一般単独事業の庁舎建設は不可能に近いと考えております。したがって、新庁舎の建設は、合併後5年を経過した現在、決して性急な事業ということではなく、市民の利便性や経済性などを総合的に考慮した場合、まさにときをかなったタイミングであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、つけ加えますが、ご承知のとおり市役所建設については、補助金はおろか起債も一切ございません。すべて単独事業であります。借金であります。しかし、今のような財政状況で、例えば合併特例債が不可能な場合、18億円というのはだめになります。28億円すべて借金で賄います。それをとれば、貸与、貸しつける金融があるかということも懸念しなければなりません。今時点で。そしてなおかつ、仮に全部借金で賄った場合、私は財政的には第二の夕張市になるのではないかと、そういう懸念さえも持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つめの「課の統合で市の青少年育成の取り組み、取り扱いについて」お答え致します。

はじめに、スポーツ振興課と生涯学習課を統合する組織機構の見直しについて申し上げます。

このことは、行政機構の簡素合理化と事務能率の向上を図る観点から、職員からなる行政組織機構検討会議で継続的に検討しております組織機構の見直しの一環であることをご理解頂きたいと思っております。

ご承知のとおり両課は市民のスポーツ活動や社会教育活動と直接かかわり合う最前線で、業務量が非常に多く、また機動力が伴う大会・行事を所管する課であります。各大会・行事の日程調整や職員の動員、スポーツ施設と社会教育施設の一元的な管理などが課題となっておりました。これらの課題を少しでも解消する意味で、行政組織機構検討会議での検討を踏まえ、両課を統合することで、社会教育と社会体育の一元化を図り、これら事務事業の効率的な執行ができるものと判断したものであることをご理解頂きたいと思っております。

さて、青少年育成の取り組みの前段にグランドゴルフ協会の大会運営・企画上、グランドゴルフ施設の管理を一元化してはということではありますが、ご承知のとおり、グランドゴルフ場は3施設ございます。指定管理者は、公園などのエリアごとに指定しております関係上、管理は2企業の指定管理者として管理の業務にかかわる協定を締結しております。今後もよりよい施設として利用頂けるようモニタリングを実施し、今後の管理内容の方向性を探ってまいります。そのためにも指定管理者と市グランドゴルフ協会の連携は重要な要素であると思っております。連携について検討してまいりたいと思っております。

さて、青少年育成の取り組み、取り扱いということで、青少年育成団体としての青少年育成潟上市民会議についてのご質問であります。青少年育成市民会議については、国の国民会議のもとに秋田県が県民会議を設立し、全県市町村に設置を呼びかけたのが始まりと存じております。その目的は、各市町村における子ども育成会、PTA、地域といった青少年育成団体を網羅し、民間団体として青少年の育成を総合的に推進していくということで健全な青少年を育成することであると認識しております。

青少年育成潟上市民会議は、青少年の健全育成の推進には大変重要な組織であることは承知しております。今後とも育成関係団体や地域の理解を得ながら、青少年の健全育成活動を推進して頂きますようお願いするものでございます。

行政といたしましても、さらに連携を深め、支援をしてまいりたいと存じます。

課の統合について、県のスポーツ強化施策と逆行するのではないかと心配をされておりますが、教育委員会全体の中で、それぞれの事務事業を整理し、見直しを行っており、人員配置についても生涯学習、スポーツ振興が弱体するものではなく、むしろ効率的で機動力のある課として機能するためのものでありますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に、2つめの「豊川小の課題解決について」お答え致します。

このことについては、佐藤議員ご承知のように、教育委員会において市の学校教育のあり方、小中学校の児童生徒数の現状や将来的な見通し、学校の適正規模や適正配置等総合的に考慮し、潟上市小中学校適正配置の基本的考え方をまとめ、これに基づき豊川小学校については大久保小学校との統合が望ましい、統合の時期については、平成23年4月が望ましいと判断しております。

教育委員会では、豊川小学校の今後のあり方について、昨年8月4日・5日、11月9日に、地域や関係団体の皆様に対して説明会を開催しておりますが、地域の皆様からは、これまでの進め方やアンケート結果、学校建設要望等についていろいろなご意見を承りました。また、佐藤議員のおっしゃるとおり豊川地区の活性化、地域振興の拠点となるような施設整備についても、庁内に検討委員会を設け検討していることなども説明会においてお話をしておりますが、ご理解を得るまでには至っておりません。その後、今年2月には豊川コミュニティの役員3名の方々、そしてまた豊川小学校PTA役員4名の方々と、今後の豊川小学校のあり方や統廃合についての話し合いの進め方などについて、統廃合が必要な根拠や豊川地区の活性化などを含めた、かなり踏み込んだ話し合いを致しております。できれば今年度中、3月ですが、今年度中にご理解を頂けるよう、鋭意努力したいと存じております。この後も地域の皆様の要望を取り入れながら、豊川地区の活性化の方向性を探り、地域の皆様からご理解を頂き、豊川の子供たちが安心・安全な教育環境で学校生活を送れるよう、説明に努めてまいりたいと存じておりますので、ご理解とご協力をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 10番佐藤議員、再質問ありますか。はい、10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 市長が早くお答え頂きましたので、市長に再度お尋ね致します。

実は18億円の借金、合併特例債、これについてですが、18億円まるまるこの特例債適用と出しておりますけれども、私は自己財源で何としても35%ぐらいは必要ではないかなと。標準的な面積と標準単価を掛けたのが18億円になるのかなということが1点であります。これを超えた部分は対象外の事業費となるでしょうから、これ今、市長はどこから借金するのだと言っておりますが、これが対象になるとすれば市町村振興資金の特別措置貸付、無利子でありますけれども、これが合併特例の中に含まれておるか、それ以外でもこの無利子のお金が、振興資金でありますけれども借りられるか、ちょっとこ

こは調べておりませんが、95%の充当率を超えた部分と理解しておりますけれども、総事業費の中でこういう措置もあるということでありますが、この18億円が標準の事業費、標準の対象面積ということで出されておるのかどうかということを一ポイントであります。心配するのは、その部分を超えた部分が元金だけでも返していかなければいけないと。20年後に6億4,000万円ほどの元利、利息分が残りますので、トータルしていけば10年待って積み立てして基金を蓄えた方が安上がりというか、市民に負担が少なくて済むというのが急がなくてもいいという根拠であります。

それから、私も19年6月に細谷地区の子ども育成会から通学路の整備という陳情書が出されておまして、そのときに追分三叉路から天王南中前を通過して101号線の交差点までの通りは、単独で財政負担が大きくてできないと。計画的な路線計画に乗せて当該地区の未整備箇所も順次整備していくべきではないかという趣旨採択をした経緯もあります。この西側の南北幹線、先ほど都市計画の関係からお話ありましたけれども、ここが潟上の西の南北幹線となり得る場所ではないかということで趣旨採択に賛成した経緯もあります。考え方は違ったとしても、市の中心市街地を模索して位置づけるべきが私の持論でありまして、まず満を持して進んでもらいたいと考えております。

豊川小学校についてでありますけれども、豊川小学校については先ほど教育長から今検討中とかお話ありましたけれども、地元要望で交渉次第ということではなくて、市の方からいろんな条件を提示していくべきではないかなと。バス購入の問題とか、社会教育施設関係の発言をして頂きながら地元交渉に当たってほしいなと思います。

豊川財産区の木材を活用して改築を図れという方もおります。実際、五城目中学校の場合、コンクリートですけれども、坪当たり66万円ぐらいの費用で、オール電化の給食設備などを要して坪単価が出ております。八峰町では、坪58万円ぐらいの木造2階建てで建てておりますので、そのくらいはかかるでしょうが、そういう施設提案などをしてやるべきではないかなと考えております。そういうことで、豊川小の活性化についてもいかがお考えか、市長のご答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 10番佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、市役所の件でございますが、私が18億円と言ったのは、事業規模が約28億円、そして合併特例債を約18億円、それから今ある基金が8億3,000万円、そして残りの一般財源として1億7,000万円、これで28億円になるということで、この18億円も26年に

期限が切れるということは今少し詳しくお話申し上げましたが、なぜ今ということの質問ですが、まず合併特例債を借り入れる期限が迫っているということは先ほど申し上げました。合併特例債は95%充当であります。今は低金利であると。そのうちの70%が普通交付税に算入されると。いわば70%補助と考えてもいいのです。それから、今の3庁舎の維持管理費が年々増えてきていると。ちなみに今、大体3庁舎の年間管理費、光熱水費などを含めて5,000万円です。それで、今、新庁舎の場合を検討した結果、2,300万円程度に抑えられると。それから電算システムの更新時期がきている、これを今の3庁舎に分庁させてやると全部で7億3,800万円かかると。新庁舎に持ってくると約5億9,000万円。ここで1億5,000万円が軽減されるという計算になっています。そして基金のめど、8億3,000万円、9億円を目標としておりますが、そのめどがついたということでもあります。それと、新庁舎の場合は窓口業務については自動交付機が設置されるということも可能だということでもあります。ちなみに、飯田川庁舎については償還は19年で終わりました。ここの昭和庁舎はまだ4億円残っています。これは34年まで、年間4,000万円くらい払っています。これは合併特例債を受けないための借金の額なのです。そうすると、この合併特例債というのは、合併当時いわゆる言われました『あめ』だと、『大あめ』だと言われました。これを今活用しなければ先ほど申し上げたような28億円も借金するということになると、第二の夕張市に間違いないと私は現時点でそう断言できません。ですから、これは先ほど1番の中川議員にも申し上げましたが、この市役所の設置条例については3分の2条項でありますので、これはなかなかいろいろありますが、ですから私たちは今の機会を除くと、将来大変な市役所の財政負担というのは多くなると、すべて市民の税金にかかってくるということを是非ご理解願いたいということでもあります。

それから、細谷地区とかというようなことは通告書にありませんので、答弁を用意しておりません。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） いや、私、細谷地区から云々というのは、都市計画上、市の西側の幹線になるのではないかと、こういうことで私どもは趣旨採択した経緯がありますというだけで、位置的なことを言っただけです。都市計画には該当すると思います。それはいいですな。

○市長（石川光男） 答弁はらないということですね。

○10番（佐藤義久）　そういうことですので、だからきちんと道路計画を立ててやってほしいということの一つであります。

○議長（千田正英）　要望ですね。

○10番（佐藤義久）　はい。

それから、今の再質問で、再々でよろしいですか。

○議長（千田正英）　ちょっと待ってください。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二）　先ほど佐藤議員から、市の方から条件を提示していくべきでないかという豊川小学校の話し合いの際のお話がありました。例えばスクールバス、こういうものもいかがかというお話ですが、私どももこの後、統合に向けた方向の中で地域の人たちと話し合いの中で、いろいろそういう条件といいますか、必要なものは当然出していかなければいけないということを思っております。これについてはスクールバス、あるいはマイタウンバスを含めたこと、あるいは統合した場合の生徒のジャージとかいろいろ負担するものとかございます。統合して、また買うのかということもありますので、そういう点については、この後いろいろ話し合いをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから財産区の利用についてということでしたが、この件についてはちょこっと耳には入っていますが、話題にはなっていません。ですから、あくまでも財産区の管理をしている方々ですから、教育委員会としてはこの件については今のところ全くタッチしておりません。

それから、他町と比較したお話もありましたが、その点についてはよく勉強しながら動いておりますが、やはり地域、地の利というものが豊川にはありますので、100%とはいかないけれども一部それなども参考にしながらやっていきたいと思っております。

また、活性化、発展の関係については、やはり地域の学校がなくなるということは、今までの拠点がなくなるということですので、地域の方々の思いはだれしも同じだと思います。大変なことです。そこにじゃあ学校にかわるものをどうするかということで予算、財政力が伴えば、当然当局の方で動いてくるということをおもっておりますし、今、検討委員会とかいろいろ出しております。ただ、明確にこれだということは出していませんが、この後、地域と検討しながら机上ばかりでなくて地域の英知を聞きながら、進めていくものだと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英）　石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の答弁漏れがありました。県の市町村振興資金のことについて言及されました。これも私、今、頭にある程度で申しわけありませんが、あるにはあると。そして、しかも私の記憶では年間大体県全体の総予算が25億円くらいあると。多分1市町村で借りられる額というのは、恐らく1億円を超える額は無理であろうと、今までも。そしてこの庁舎建設についてこれが該当するかということは、私は該当しないと思います。振興資金については以上です。

○議長（千田正英） 10番佐藤議員、再々質問ありますか。はい、10番。

○10番（佐藤義久） 市長、ちょっと勉強してください。私、手元に持っているのは、庁舎建設にかかわる財政措置ということで、潟上市の場合は平成26年度まで合併特例債を使えると。充当率95%、元利償還金に対して70%の交付税措置を起こすことができるという市長の答弁どおりでございます。そのほかに特例措置貸付、無利子の貸しつけを活用することもできるということを書いてあります。それが総事業費でして、八峰町の場合の例を出してみますと、該当しているのが庁舎建設費、防災拠点施設外構設備費、用地購入費、地質調査設計管理費、事務費。候補地選定のためのボーリング調査は起債対象外ということで総額8億4,900万円の庁舎で木造2階建てということで、これもまた国庫補助金がありまして、起債対象経費から除外しておりまして5,000万円ほど。これは地熱ヒートポンプ設置にかかわる環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費の補助金だと書いてありますけど、こういうことを研究されまして、6億4,000万円ほどの20年後に支払う一般財源、この負担を少なくしてやってほしいなと思うわけで、今は時期が早いのではないかとということを提言しているわけです。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問についてお答えしますが、今、八峰町については、あくまでも合併特例債を適用したという前提でのお話ですので、我々も今、合併特例債を前提にしなければ市庁舎は無理であろうという前提で答弁しているところでございます。

○議長（千田正英） これをもって、10番佐藤義久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時20分とします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、10番佐藤義久議員は、所要のため午後から欠席届けが出ています。

それでは、19番佐々木嘉一議員の発言を許します。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。このたび一般質問の機会を賜り、誠にありがとうございます。私は市民生活に直結した問題を含め、4点について質問通告書の順序に従って質問をしますので、宜しくお願い致します。

まず、「潟上農業について」であります。潟上市の現状から産業振興、とりわけ農業振興が本市の最重要施策として取り組むべきこととして、今回は農業施策の一端について伺い致します。

農業政策は、米の需給事情やWTO、FTA関係から政策が変わり、また、産地間競争など厳しい側面もあり、安定した経営ができない現状であります。また、産地化、ブランド化については時間が必要であり、何をどうするか大変難しい問題であります。このことは、一人潟上農業だけではなく、日本農業の置かれている現状でもあります。

しかし、こうした中において地域の特色ある農業を構築していく必要があります。潟上市の農業は、米、果樹、花きと従来から産地化され、戦略作物として確立していると思いますが、さまざまな課題を抱えており、政策的なてこ入れも必要であります。

言われて久しいわけではありますが、高度経済成長の中で他産業の伸びにより、第二種兼業農家が圧倒的に増加し、第一種専業農家が極端に減少することとなりました。こうしたことから、農村から都市へ働き手が流出し、同時に過疎化、核家族化、都市化、若い人の新規就農者は減少しております。加えて、農業従事者の高齢化が進み、担い手確保が喫緊の課題であります。

こうした現状に対し、担い手対策や経営規模拡大のための農地の流動化による受委託、利用集積事業等により施策を推進しておりますが、十分な成果はまだ見えていない現状であります。農政は難しいと言われてますが、国まかせではなく、潟上農業について独自のビジョンと政策を持つべきではないでしょうか。私たちの集落は市当局ならびに関係機関のご指導により、平成19年に国が出されました品目横断的経営安定対策に加入し、集落営農組合を立ち上げました。さらに昨年からは農事組合法人化を目指して話し合いを進めておりますが、この作業段階で秋田県立大による集落組合の構成員の意向調査を実施しておりますが、大変憂慮される結果が出ております。このことは恐らく潟上市を含め、今、農業・農村が抱えている共通の課題ではないかと考えております。



今ここで具体的に申し上げませんが、潟上市における農業・農村対策として、施策の具体化が必要と思います。常に現場主義をモットーとする市長のお考えをお聞かせください。

昨年8月、政権が交代し、農業政策もまた大きく変わりました。既にご案内のとおりですが、戸別所得補償制度に関するモデル事業対策は、主食用米の生産数量目標を守った販売農家を対象に、全国平均の販売価格と生産費との差額を補う米戸別所得補償モデル事業と麦・大豆や米粉、飼料用米などを作る農家を支援する水田利活用自給力向上事業を二本柱に水田農業を立て直し、我が国の食糧自給率向上を目指すとしております。

これまで産地確立交付金、水田有効活用促進交付金、需用即応型水田農業確立推進事業の廃止に伴う激変措置として水田利活用自給力向上事業の導入による措置として、前の対策による生産条件不利補正が維持される対策が予定されているようであります。こうして複雑に変わる農政に振り回され、農家としては立つ位置がわからない現状であります。

こうした政策が著しく変わり、先の見通し極めて困難であります。国・県の対策を踏まえ、潟上農業の振興計画について検討し策定すべきと思いますが、いかがかお尋ね致します。

次に、潟上市は従来から生産調整に参加しない農家もあり、生産調整の配分過程で公平措置に問題を残してきましたが、今回の国の方針に基づき、米戸別所得補償モデル事業に税金を充てることから、全国一律の配分となり、ペナルティーもなくなりました。国の方針に対し、県協議会の決定も二転三転しましたが、国の方針に従うこととなり、これまでの方針と新制度の公平措置として県独自の対策を講ずることも発表しております。この一連の生産調整に基づく農林水産大臣との事務を進める県当局との関係について、市長はどのようなご見解かをお知らせください。

次に、農地の改廃防止対策についてお伺いします。

今、農業・農村は過疎、高齢化、担い手対策等と課題は山積しています。生産調整実施以来、相当の時間経過もあり、耕作放棄地も増加しました。何も作付しない自己保全管理のほ場も市の水田面積3,100ヘクタールのうち210ヘクタール、約7%であります。自己保全管理に対する助成措置は廃止されており、新政策では作付しないほ場は転作面積として認めない方向のようでもあります。水田の有効活用の観点から理解できますが、

現状は厳しい状況であり、こうした対策ではますます耕作放棄地が増加することが懸念されます。潟上の農業を守り、耕作放棄地をこれ以上増やさないために、市独自の対策を講ずるべきと思います。せめて従来の自己保全管理相当額の助成措置を市単独で措置できないか要望しますので、ご見解をお聞かせください。

次に、「豊川草生土、真形地区にマイタウンバスの運行はできないものでしょうか」。

昭和豊川の南部にあります草生土、真形、株山、荒長根町内会は、バス路線県道古井内大久保停車場線から離れ、地形的には起伏の激しい山里を越えなければならないところであります。当該地区は、かつて豊川油田最盛期は1,500人ほどの人が住み、娯楽施設、医療、体育施設等が完備され、人々の生活レベルも高く、他地区からすれば羨望的でありました。しかし、油田の衰退とともに油田に働く人々は去り、現在では4集落合わせて315人で、65歳以上が120人で高齢化率38%であります。さらに町内別には草生土町内会は人口25人で65歳以上は14人、高齢化率56%、真形町内会は人口53人、65歳以上15人で高齢化率28%、株山町内会は人口66人、65歳以上が35人の高齢化率53%、荒長根町内会は人口171人、65歳以上56人で高齢化率32%であります。これは今年1月31日現在の数字であります。限界集落そのものであり、集落支援対策を必要とするところではないでしょうか。この地区は丘陵地帯に位置するとともに、急な坂道が生活道路で、日常生活もままならないところであり、殊に冬期間は車以外の交通手段はとても無理なところあります。従来からバス路線から遠く、通学、通勤、通園、買い物は自転車かマイカー以外はなく、交通弱者にとっては陸の孤島という感じであります。高齢者は免許証を返還した時点で日常生活の足を失い、タクシー利用による足が確保されている現状であります。年金生活者にとっては負担も大きく大変であります。高齢者を含め交通弱者ならびに集落機能の維持等、支援対策として、せめてマイタウンバスのような運行を含め、交通手段の確保対策を要望しますが、ご答弁を求めたいと存じます。

次に、子育て支援、すなわち通園バスについてということで質問を致します。

合併の検証ということとあわせて行政改革の意味合いも含め、質問を致しますので、宜しくお願い致します。

かつて旧昭和町では保育園の通園バスの購入設置について、具体的に真剣に議論し、検討した経緯がありました。この議論には全くゼロベースで関係者多数参加のもとで喧々諤々の議論の末、購入設置をしないことに致しました。その理由は、不採算路線であるバス路線の経営に配慮したものでありましたし、また、財政負担、サービスの観点

からもきめ細かな検討を致しました。

一方、当時、児童福祉行政の指導としては、保育園児の登所、降園は原則保護者の責任という指導もありました。現状はどのようなかわかりませんが、要するに通園バスは実現できなかったのであります。

潟上市も合併して早や5年たちました。通園バスに関しては、合併協議の対象であったかは定かではありませんが、現状を目の当たりにして公平を欠くのではないかと考えられます。保育料は統一されましたでしょうか。旧町の格差はあるでしょうか。もし負担の公平という観点から統一が図られたとしたら、サービスという受益の観点からも通園バスを含め公平でなければならぬのでありまして、そういうふうな面で検討されましたでしょうか。そして、子育て支援という総合的な施策の面で、例えばスタッフ、ソフト、ハードの面での施策サービスが平準化されておりますか、お尋ね致したいと思います。

このことに限らず市行政の各般にわたって検討されるべき課題も多くあると思います。すなわち、行政の各分野において旧町が実施していた事務事業は、地域の特性や市民の主体性のある特徴的な事業は別として、行政が行う事務事業は合併団体にふさわしい事務事業として運営されるべきで、行政改革の方向ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。市長の言う心の合併の基本を推進することは、ここにあるのであります。検討に入りました潟上市自治基本条例の理念も、行政改革大綱の検討の出発点は、公正公平を基本として行政施策の水準をどうするかではないかと思えます。市長の基本姿勢にかかわることですので、ご認識のほどをお伺い致します。

次に、先ほどお二方からもご質問ありましたけれども、市庁舎建設について質問致します。

今回、庁舎建設候補地が発表されました。私はこうした政策決定過程ととられた手法について大変奇異に感じております。それは、合併時に確認された都市計画による検討した経緯もなく、候補地は、どこでどのような条件のもとで検討されたかもわかりません。案の発表についても議会全員協議会が了承されたごとくにマスコミ報道されるなど、重要な政策の取り扱いであることにおいては極めて不透明であります。市民から聞かれても説明すらできない状況であります。

すべて合併協議で決まったことで粛々と進めるということでしたが、合併協議から5年を経過した今日、社会経済情勢も大きく変わっておりますし、合併を機に市民意識も

変わってきています。市長の主張される究極の行革は、庁舎の建設であることもその論拠は理解できないのであります。仮に庁舎建設を具体化するにおいても、施策形成手法や具体化する過程、前提条件を整理して市民に問うことではないでしょうか。合併後5年、新たな行政需要がめじろ押しであります。まず、施策の優先順位を市民本位の施策を優先させ、庁舎建設は現状を改善し、新庁舎建設は当分の間、先送りすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わりますが、宜しくお願い致します。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の答弁については、1つめの潟上農業について、3つめの豊川草生土・真形地区にマイタウンバスを、4つめの新庁舎建設については私から、2つめの子育て支援、通園バスについては教育長が答弁致します。

なお、副議長である19番さんについては、大変ご多忙の身にありながらも一般質問の機会を頂いたことに敬意を表する次第でございます。

それでは、1つめの「潟上農業について」お答え致します。

1点めの「潟上農業について、独自のビジョンと政策を持つべきではないでしょうか」と2点めの「潟上市における農業・農村対策として施策の具体化について」ですが、佐々木議員のご指摘のとおり、農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足、高齢化、農業所得の減少など厳しい状況下にありますことは今さら申し上げるまでもありません。

このような中で、市総合発展計画をもとに3地域の水田農業推進協議会では、各地域の特色を生かした地域水田農業ビジョンを策定し、それに沿って農業の振興を図っているところであります。

このビジョンは、米政策改革大綱を踏まえ、水田農業の方向を明らかにし、農業者・農業者団体が主体的に水田農業改革に取り組むことなどを趣旨として掲げ、米を中心とした多様な作物の作付計画・販売計画や担い手の育成計画・土地の利用集積計画などの目標年次を定めて、年度ごとの達成度合いを検証し、評価を繰り返しながら潟上市農業の振興に取り組んでいるところであります。

また、主体的なビジョンの推進に取り組もうとする認定農業者は年々増加し、現在217名となり、農業法人も3法人設立されております。さらに、潟上市田園環境整備マスタープランを策定し、農業・農村整備事業における整備計画とし、天塩地区が実施段

階に入り、計画策定段階の豊川地区とともに農地集積加速化基盤整備事業を進めています。この事業は地域が限定されますが、整備による生産計画、作物や生産の組織体を確立することが基本であり、このような取り組みを全市に波及させていくことも振興策であると考えております。

野村地区においては、ストックマネジメント事業を計画するなど、市のビジョンをより強力で推進するための事業を展開しております。

3点めの「国・県の対策を踏まえ、潟上農業の振興計画について」ですが、現在の農業政策は生産調整（転作）の関係から、国・県との連携なしでは農業振興の推進はできない実情にあります。これまでも、どのような施策の展開を図れば農家所得の向上につながるか、農業者・農業団体等と協議を重ねてきておりますことは、ご承知のとおりであります。

22年度からは、米の戸別所得補償モデル事業がスタートします。転作作物の生産拡大と米に対する補てんをセットで行うものですが、転作作物にかかわる国の助成水準が大幅に減少することが懸念されております。そこで、市ではこれまで築き上げた地域の特色・独自性を生かした野菜・花き・枝豆などの地域特認作物を対象に、市単独事業として支援すべく、本定例会に当該予算を計上しております。

4点めの「生産調整に基づく農林水産大臣と県当局との関係について」の市長の見解についてですが、赤松農林水産大臣が昨年11月に新制度（戸別所得補償制度）の意見交換のため最初に大潟村を訪れたことは、筋違いだと思っています。本県の農家の8割は減反に協力してきており、このように約40年もの間、国の政策に従い転作を遵守してきた農家へのねぎらいの言葉もなく、とにかく大潟村へのペナルティー解消を強調する国の姿勢には、多くの農家が「正直者が馬鹿を見るようなもの」と強い不満を抱くこととなった国の対応は、順序が違っているのではないかと思います。まず、赤松大臣が謝罪すべき相手は、すべての一般農家だと思っています。

また、決定が二転三転したことについては、一連の混乱の原因は農林水産省が明確な指針を文書で示さなかったことだと思っています。指針も出さずに県協議会の決定直後に「それでは困る」「秋田県を対象から外す」などと「ペナルティーを科さないのが原則」という新制度にあって、逆にペナルティーを科すような発言をした農林水産省の姿勢が問題だったのではないかと考えております。

5点めの「自己保全管理相当額の助成措置について」であります。これまで述べて

きたように近年の農業政策は、国・県においても疲弊化してきている農業・農村の再生に向けた施策に変化してきております。

本市においても土地改良事業の推進や法人化への誘導、各種制度の活用を図るなど、経費節減やコスト削減につながる施策を展開しております。

また、23年度には、農林水産業の振興を基軸とした産直センターがオープン予定です。これを契機に一次産業としての農業でなく、生産・加工・流通販売の六次産業の推進につながってくれることを期待しております。

さまざまな事情があるにしろ、自己保全管理や調整水田については、国全体で自給率向上を図るための施策を講じていることから、市単独の助成措置は考えておりませんので、ご理解頂きたいと存じます。

次に、3点めの「豊川草生土・真形地区にマイタウンバスを」について、お答え致します。

マイタウンバス事業については、昨年29人乗りのバス車両を購入するとともに、運行形態を大幅に見直し、運行経費の削減を図っております。しかし、広報3月号にも掲載したとおり、利用者が減少傾向にあり、運行を維持するための財政負担が増加している状況にあります。

ご質問の草生土、真形地区にマイタウンバスを運行できないかということですが、ご質問内容にもあるように、この地区は急な坂道が生活道路であり、現在のバス車両でこの道路を運行することは大変危険であり、運行は困難であります。

しかし、高齢者を含めた交通弱者の生活の足を守るための生活交通の確保は大変重要であり、今後、デマンドタクシー等による小型車両での運行を視野に、調査・研究を進めていきたいと考えております。

次に、4点めの「新庁舎建設について」お答え致します。

まず、マスコミ云々については、当局とは関係ありませんことを申し述べておきます。

新庁舎建設に伴う建設候補地につきましては、これまでの合併協議や新市建設計画においても確認されております事項を踏まえまして選定作業を実施し、このたびの全員協議会へ提示をさせて頂き、同時に、広く市民の皆様へもお知らせをさせて頂いたところであります。

この建設候補地の選定に当たりましては、合併協議等とあわせまして昨年3月の市役所庁舎建設検討委員会からの報告書にもありました新庁舎建設基本構想における新庁舎

の規模等を総合的に勘案致しまして作業を進めてまいりました。

また、建設候補地の選定につきましては、本年度中に選定作業を進めさせて頂く旨、これまでの定例会等を通じまして、議会ならびに市民の皆様へお知らせをさせて頂いておりますので、重ね重ねご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

また、日々刻々と社会情勢が変化する状況においても、将来展望を見据えた施策の優先順位の見きわめが肝要と考えます。財政的な展望を見ましても、建設事業費にかかわる合併特例債の充当など、平成26年度までの合併特例期間を考慮したとき、この時期を逸した場合の庁舎整備はすべて一般財源で対応しなければならず、長期的には市民の負担を増大させることにもなります。したがって、合併後5年を経過した現在、分庁方式であるがゆえに年々増加する維持管理費や市民の利便性、事務の非効率性などを総合的に考慮した結果、新庁舎の建設は決して先送りされる問題ではないと考えております。

最後に、19番さんは「合併協議の当時を振り返って、特に問題となったことは旧町の基金の保有状況とその取り扱いと新市の事務所の位置の件でありました」と述べております。したがって、裏を返せば、新庁舎を旧天王町に建設することは何ら問題がなかったということでもあります。

以上であります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 2点めの「子育て支援、すなわち通園バスについて」をお答え致したいと思います。

はじめに、保育料は統一されたかとの質問であります。合併時には統一されていませんでしたが、3年後の平成20年度から統一料金となっており、格差を解消しております。

負担の公平はサービスという観点からも昭和地区での通園バスを検討されたかというご質問ですが、約3年前に通園バスについて検討した経緯がございます。当時は、登降園の時間帯や人数、運行経路の調整がつかないなどのことから見送られました。その後、昨年お示ししておりますが、幼保一元化施設基本計画に基づいた整備にあわせ、十分に検討してまいるのでございます。

また、子育て支援という総合的な施策の面でスタッフ、ソフト、ハード面での施策サービスが平準化されているかのご質問であります。スタッフについては全市統一

した考えのもとに人員を配置しております。また、ソフト面につきましても、地区ごとに子育て支援センターを設置し、一時保育事業サービスに努めるなど、ソフト事業については市民平等のサービスを基本に施策の遂行に努めております。ハード面につきましては、それぞれの施設の有効活用はもとより、施設整備は、緊急性・必要性等を十分検討しながら順次整備を進めてまいるのでございます。

行政各分野におきましても佐々木議員のおっしゃるとおり、市民全体に公正で公平なサービスができるよう努力致しておりますので、宜しくご理解を頂きたいと存じます。

以上です。

○議長（千田正英） 19番佐々木議員の再質問ありますか。はい、19番佐々木議員。

○19番（佐々木嘉一） 先ほど市長の答弁の中で、いずれ断片的にそれぞれの分野では農業政策についてはできておりますけれども、総合的な対策についてはまだそのような計画書はないのではないかなと思っております。いずれ農振計画、あるいは水田農業ビジョン、いずれも全体を網羅したものではないのではないかなど。それをやはり潟上市ならではの独自のものをまとめるというような、今、農業政策が変わった時点でそれをやってみると。そしてやはり将来、潟上市農業はこういう方向でいこうというようなことを一つの基本的な考え方を計画としてまとめるというようなことが必要ではないのかなど、私はそのように思って質問したわけでありまして。特に最近、今、市長も触れておりましたけれども、農商工連携というような課題もありますし、農業の六次産業化がどういう形でできるものかわかりませんが、そういうことも言われます。地産地消という意味で、今、直売所の建設も進めておりますし、食育というような問題もあります。そういうようなこと、ただ、全国的なマスコミの、あるいは政策のコピーじゃなくて、やはり潟上市としてどうとらえていくのか、それをどう農業政策の面で具体化していくのかというような道筋を定めた計画書というものがあっていいのではないかなというようなことを私は希望致します。いずれ、ただ、今までは国の、いわゆる生産調整に基づく、言ってみれば転作の対策の水田農業ビジョンでありましたけれども、やはり総合的な、今、農業政策も変わってきておりますし、今後は国の考え方では農業・林業が雇用の受け皿にもなるというようなことありまして、これはみんなで知恵を絞って将来の潟上農業というものを検討していく時期ではないかなと思っております。ひとつ今後、検討して頂きたいというようなことで答弁はおりません。

それから、農地の改廃の対策については、補助制度は作らないということでありまし



たけれども、実は私事で申しわけありませんが、仁山の集落、今の私のところで法人化の立ち上げの準備ができて、その設立総会の準備をしておりますけれども、それによって、22年度の生産調整を基本とした、作付計画を検討しております。その中でまるっきり農地の自己保全管理でやっているところが、全体で27ヘクタールの農地があるのですが3ヘクタールの自己保全農地がありまして、ほとんどこのままでは、法人と致しましてもその農地をいわゆる受託していいのかどうかというようなこともありますし、ましてや手放しにしておりますと、もう完全に改廃農地になるというようなこともあります。その点から耕種農業、いわゆる土地を基盤とした農業から申し上げますと、農地が減少していく、あるいは改廃していくということは、農業の力がなくなっていくということになりますので、いずれ自己保全管理については、転作カウントにはして欲しいというようなことも聞いておりますが、やはり草刈りの管理、その他、そのことについては、周辺農地への病虫害の問題もありますので、せめて従来の補助補てん交付金の程度でよろしいと思いますから、さらにご検討を願いたいと思います。何とかひとつ宜しくお願い致します。この点については再度要望致したいと思います。

それから、マイタウンバスの運行につきましては、デマンドタクシーの運行について検討されること、本当に喜んでおりますし、あのおりの地形なものですから、今、路線バスが走っているようなマイタウンバスはとても無理でしょう。ただ、よく秋田市などを見ますと、黒川地区、金足地区には、やはりジャンボタクシーのような車を走らせてバス停で待っている方々を拾っていくという光景を見ておりますので、ああいうふうな小型の、言ってみればマイクロバスよりさらに小さい8人乗りくらいの車でも結構なことです。ひとつそのことについては是非実現できるように検討して頂きたいと思っております。

そのほか、通園バスにつきましては、今私申し上げたとおりであります。とにかくいろいろ市内を回って歩いていますと、飯田川の方へ行きますとメロディーを流してバスが迎えに来ると。天王の方へ行きますと、もう隅々まで通園バスが走っているという状況を見まして、これが従来から昭和ではやっていなかったから無理かなと思っても、ただ、通園バスの利用についても近頃変化があるというようなこともあります。非常に難しい問題であると思いますが、これもひとつやはり行政サービス水準を平準化していくという観点に立って、いま一度検討してみたいと思っております。

庁舎の建設については、先ほど来同僚の何人かの質問がありますので、再質問はあり

ません。

私申し上げましたけれども、答弁いりませんので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） ただいまの再質問は、要望事項ということでよろしいでしょうか。  
石川市長。

○市長（石川光男） せっかくの再質問ですので、1番めの総合的な農業政策計画書の作成を希望するという点については、検討をさせていただきます。

それから、これは従来の補助補てんもどうかということについては、これも担当に今、検討させております。

それから、マイタウンバスについて一言申し上げますが、このデマンドタクシー、中央交通もこの路線をもう廃止しております。今、潟上市を通しているバスも、はっきり言って空気を運んでいるような状況もあります。ですけれども、私はこの間、ある地域審議会で申し上げましたが、この交通弱者の足を確保することは旧天王町でもやっていますが、赤字覚悟でもやらなければならないということもあり得ると申しておりますので、この点については、やはり今、普通のマイタウンバスが歩けないような急坂についてのこの交通弱者の足を守るということは、むしろもっと積極的に含めて考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） これをもって、19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

11番小林 悟議員の発言を許します。はい、11番小林 悟議員。

○11番（小林 悟） まずもって、一般質問の機会を与えて頂きましてありがとうございます。今回は、前にも質問しております都市計画についてであります。

市長は、施政方針の中で平成22年度は市民を対象に地域懇談会の開催と意見募集ならびに関係機関との調整などを予定し、潟上市都市計画マスタープランの協議、検討、2つめとして現状の都市計画の線引を維持したままで市街化調整区域の土地利用の規制の緩和を可能とする手法の具体的な方策、それから方向性を探る関連予算の計上と、3つめにですけれども線引き廃止を念頭に置きながらも即効性のある現実的な対応も検討しております。

都市計画マスタープランの策定につきましては、潟上市民も非常に大きな関心と期待を持っております。合併の最大の効果は都市計画であると言われております。かつて昭和地区では県の指導により、全域線引き都市計画区域とした結果、市街化調整区域の規制により開発が進まず、人口が流出した経緯があります。それによって限界集落になり

つつあります。地域づくりは都市計画によって大きく変わるものと思われま。市長は平成21年4月、潟上市長として無投票当選をした際、また、私の一般質問にも昭和46年秋田湾開発に伴う秋田都市計画、これは秋田市、そして旧天王町、旧昭和町、旧飯田川町であります。秋田湾都市開発はとん挫し、そして時間も経過した中で無理がきている。新しい都市計画を策定するときは、線引きのない潟上市単独の都市計画マスタープランを考えていると話しておりました。国は地方主権を掲げ、そして基本的自治体の権限移譲を進めております。こういう時期に今回の施政方針の内容につきましては、かなりトーンダウンしたと感じているのは私だけでしょうか。

そこで3つのことを伺いたいと思います。1つめは、平成21年度の国・県との協議とその経過、それから2つめとして、線引き廃止と潟上市単独都市計画マスタープランの可能性はあるのかどうか、3つめは、現状の都市計画の線引きを維持したままで市街化調整区域の土地利用規制の緩和を可能とする手法の具体的な方策とありますけれども、この中の具体的な方策とはいかがなものでしょうか、この3つをお伺いしたいと思います。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番小林 悟議員の一般質問の都市計画についてお答え致します。

潟上市独自の都市計画、都市計画区域の線引き廃止を目指す方針に変わりありません。合併から5年経過し、その間、一貫して新たな潟上都市計画を訴えてまいりましたが、今もってハードルは高い現状となっております。今後も本市の総意として、線引きの廃止を念頭に引き続き協議してまいります。

ご質問の1つめは、平成21年度の国・県との協議経過であります。

21年度は、担当職員を都市計画区域の線引きを廃止した先進地である岡山県笠岡市と香川県坂出市へ研修させました。

一方、新たな展開を図るため、秋田都市計画担当者協議会を立ち上げ、秋田都市計画区域を構成する本市と秋田市、指導的立場の秋田県に加え、学識者として秋田県立大学の山口准教授を招いて、潟上市が抱える都市計画上の各種課題を提示し、これまでに4回の協議を重ねてまいりました。その内容については、2つめのご質問の線引き廃止と潟上市単独都市計画の可能性と関連しますので、あわせてお答え致します。

協議会では、現行の秋田都市計画区域のまま本市の線引きを廃止することは、線引き

がある区域とない区域が混在し、一体としてのまちづくりが困難であることから、ふさわしくないとの見解が示され、潟上市単独の都市計画で市域をコントロールしたい要望に対しては、都市計画運用指針にある「区域の指定は行政単位にこだわらず、市街地の広がりや生活圏でとらえること」とあり、現状の潟上市の地理的条件と市民生活圏は秋田市と切り離して考えることは不自然で、双方一体の都市として取り扱わざるを得ないとの見解でありました。この見解を払拭するには、潟上市が秋田市に依存することのない確固たるまちづくりの理念、各施策の文章表現でない具体的な年次計画、より実現が見込まれる方策をもって国に対して説明し、同意を得ていかなければならないことから、今後、長期的な時間を要するものと考えられます。

先に述べました先進地の事例では、首長の政策発表から10年の歳月を要しておりますことから、今後は集中的な課題解決に努めてまいります。また、政権交代による地域主権や法的規制緩和が予想されましたが、線引き区域については緩和対象とならないこととなっております。

3つめのご質問は、現状の都市計画の線引きを維持したままで市街化調整区域の土地利用規制の緩和を可能とする具体的な方策であります。先に述べました担当者会議において提案されたもので、都市計画法第34条第11号、第12号による区域指定制度を導入するものであります。この制度は、市街化調整区域であっても生活基盤施設が整備されており、かつ市長が指定した区域であればだれでも住宅を中心とした都市計画法の許可を受けることが可能となる制度であります。本市では、線引き廃止の長期的展望を念頭に置きつつ、即効性のあるこの制度を柔軟的に運用し、潟上市独自の制度で市街化調整区域の課題に対応することも市の発展のためには必要であると考えています。

なお、この制度の導入には、現行、県が行っている開発行為の許可事務の権限移譲の受託と市の条例化が要件であり、国・県の同意などの関与は受けず、必要ともしないものでありますので、今後、この辺に向けて線引きの廃止というものを念頭に入れながらこの制度の活用というものをあわせて検討してまいりますので、宜しくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 11番小林議員、再質問ありますか。はい、11番小林議員。

○11番（小林 悟） 大変丁寧なお答え、ありがとうございました。

この後、そうすれば県と国との協議を、22年は何回ぐらい行われる予定なのか。そし

て今回、22年度には都市計画マスタープランの潟上市として出す予定と聞いております。これは、いつこの最終案を提出するのか、この期日、日程をお知らせしてもらえればありがたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原都市建設課長。

○都市建設課長（藤原貞雄） 11番小林議員の再質問にお答え致します。

この後、県の方と何回というご質問でございますけれども、都市計画マスタープランそのものの手続上、何回ということの具体的な数字では答えられませんが、手続上、数回の打ち合わせが必要と考えております。

それから、都市計画マスタープランの策定年度というスケジュールにつきましては、平成22年度以内の成案を目指しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 11番小林議員、再々質問。

○11番（小林 悟） 今、伺いましたけれども、協議会は数回行われると。そして、マスタープランについては22年度内に決定するという事は、いわゆる3月31日までということと確認致しておきます。

そうすることはいいのですけれども、今回のいわゆる線引きのない、そして潟上市単独の都市計画マスタープランとして提示されるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原都市建設課長。

○都市建設課長（藤原貞雄） 再々質問にお答え致します。

潟上市の都市計画マスタープランという計画の策定と、それから先ほど来市長の方からも答弁ありました具体的な方策、このものにつきましては別物でございます。あくまでも都市計画法上の例外規定ということで、その具体的な方策が認められるということになっておりますので、潟上市都市計画マスタープラン上でのそういったその具体的な方策をとらえるものではございませんので、ご理解のほど宜しくお願いします。

○議長（千田正英） これをもって、11番小林 悟議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日9日火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 2時11分 散会